

随意契約（相手方指定）調書

件名	賃貸借契約（庁有車 アルファード / エスクエア）	№5200583
工（納）期	令和 7 年 9 月 3 0 日	
契約締結日	令和 6 年 8 月 3 0 日	
契約金額	1 , 9 0 0 , 8 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	NX・TCリース&ファイナンス（株） 東京支店 (法人番号：7010401157737)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	賃貸借契約（庁有車 アルファード / エスクァイア）
指名業者 （案）	名 称 NX・TCリース&ファイナンス（株） 東京支店 所在地 東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター34階 代表者 支店長 宮下 晃
特命理由	本件は、令和6年9月30日にリース期間満了を迎える庁有車2台について、車両状態が良好なため再リース契約を締結するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課において検討したところ、 本件は、リース期間満了後の再リース契約であるため、現行の賃貸借契約の相手方である上記業者以外は、契約締結が不可能である。 上記業者は、現行の賃貸借契約において、自動車の保守等についても適切に行っており、履行状況は良好である。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）